

平成21年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成21年2月23日(月曜日)

議事日程第1号

平成21年2月23日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 地域情報化調査推進について
- 日程第5 議案第38号
- 日程第6 議案第39号から同第49号まで
- 日程第7 議案第50号及び同第51号
- 日程第8 議案第26号
- 日程第9 議案第52号
- 日程第10 議案第4号から同第11号まで、議案第25号及び同第32号
- 日程第11 議案第12号から同第14号まで及び議案第33号から同第37号まで
- 日程第12 議案第15号から同第24号まで、議案第27号、議案第28号、議案第30号及び同第31号
- 日程第13 議案第29号
- 日程第14 請願第1号及び同第2号並びに陳情第1号及び同第2号
- 日程第15 請願第3号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 地域情報化調査推進について
- 日程第5 議案第38号
- 日程第6 議案第39号から同第49号まで
- 日程第7 議案第50号及び同第51号
- 日程第8 議案第26号
- 日程第9 議案第52号
- 日程第10 議案第4号から同第11号まで、議案第25号及び同第32号

- 日程第11 議案第12号から同第14号まで及び議案第33号から同第37号まで
 日程第12 議案第15号から同第24号まで、議案第27号、議案第28号、
 議案第30号及び同第31号
 日程第13 議案第29号
 日程第14 請願第1号及び同第2号並びに陳情第1号及び同第2号
 日程第15 請願第3号

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君
5番	中村実君	8番	田原実君
9番	五十嵐哲夫君	10番	五十嵐健一郎君
11番	保坂良一君	12番	高澤公君
13番	倉又稔君	14番	久保田長門君
15番	大滝豊君	16番	斉藤伸一君
17番	伊藤文博君	18番	伊井澤一郎君
19番	鈴木勢子君	20番	猪又好郎君
21番	古畑浩一君	22番	山田悟君
23番	池亀宇太郎君	24番	大矢弘君
25番	松尾徹郎君	26番	畑野久一君
27番	野本信行君	28番	関原一郎君
29番	新保峰孝君	30番	松田昇君

欠席議員 1名

7番 平野久樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田徹君	副市長	栗林雅博君
総務企画部長	本間政一君	市民生活部長	小林清吾君
総務課長事務取扱		総務課長補佐	田原秀夫君
建設産業部長	渡辺和夫君	能生事務所長	池亀郁雄君
総務企画部次長	織田義夫君	市民課長	金平美鈴君
企画財政課長			
青海事務所長	七沢正明君		

福祉事務所長	小 掠 裕 樹 君	市民生活部次長	小 林 忠 君
健康増進課長		農林水産課長	早 水 隆 君
商工観光課長	田 鹿 茂 樹 君	新幹線推進課長	岡 田 正 雄 君
建設産業部次長	山 崎 利 行 君	消 防 長	吉 岡 隆 行 君
建設課長		教育委員会教育次長	山 岸 洋 一 君
ガス水道局長	細 井 建 治 君	教育総務課長	
教 育 長	小 松 敏 彦 君	教育委員会生涯学習課長	
教育委員会学校教育課長	渡 辺 千 一 君	中央公民館長兼務	渡 辺 辰 夫 君
		市民図書館長兼務	
		勤労青少年ホーム館長兼務	
教育委員会文化振興課長	山 崎 弘 易 君	監査委員事務局長	結 城 一 也 君
歴史民俗資料館長兼務			
長者ヶ原考古館長兼務			

事務局出席職員

局 長	神 喰 重 信 君	副 参 事	猪 又 功 君
主任主査	松 木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成21年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、平野久樹議員であります。

なお、倉又収入役から欠席の連絡があります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、渡辺重雄議員、22番、山田 悟議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月16日及び本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

第2回糸魚川市議会定例会議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る2月16日及び本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成21年第2回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、条例の制定及び一部改正が22件、平成21年度当初予算が14件、平成20年度補正予算が9件、その他4件、ほかに諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦について1件の計50件であります。

このうち議案第26号、契約の締結について及び議案第52号の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については初日に。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については最終日に、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただき、議案第38号から同第51号までの平成21年度の当初予算議案につきましては、申し合わせにより、議長を除く28名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいことで委員会の意見の一致をみております。

また、会期につきましては、本日2月23日より3月25日までの31日間とすることで委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に請願・陳情の付託についてであります。本日までに請願3件、陳情2件が受理されており、請願第1号、糸魚川市議会議員への費用弁償（日当）の廃止を求める請願は、議会運営委員会に、陳情第2号、金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願、及び陳情第1号、金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める陳情は、建設産業常任委員会に、陳情第2号、後期高齢者医療制度の廃止法案を成立させることを国に求める陳情については、文教民生常任委員会に、請願第3号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場（大野埋立地）の安全対策に関する請願は、議長を除く28名の議員で構成する、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会を設置し、本特別委員会に付託の上、審査願うことで委員会の意見の一致をみております。

次に委員長報告についてであります。総務財政常任委員長及び文教民生常任委員長から、閉会中の所管事項調査について委員長報告をしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすること。また、港湾交通対策特別委員長及び地域情報化調査推進特別委員長から、結審報告を行いたい旨の申し出があることから、地域情報化調査推進特別委員長の結審報告を本日の日程に、港湾交通対策特

別委員長の結審報告を最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

訂正をお願いいたします。

陳情第2号、金融危機に端を発する大量解雇、雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を求める意見書提出を求める請願となっております。これは「陳情第2号」ではなく「請願第2号」と改めていただきたいと思います。

以上です。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務財政常任委員会、及び文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会では閉会中の2月5日に、行政改革についての所管事項調査を行っておりますのでご報告いたします。

調査は、昨年12月定例会の会期中に行われました所管事項調査において調査した内容を、より具体的に調査したもので、地区公民館体制の検討・見直し、事務事業評価の定着と効果的運用、補助金・負担金の見直し、使用料・手数料の見直し、事務事業・公共施設の適正な民間委託等の検討、市税等各種徴収金の収納率向上、職員の定員管理、及び職員の資質向上についての8項目に絞り、担当より資料に基づき説明を受け、質疑を行いました。

委員より、地区公民館体制について制度統一ということは、3地域一本化して、最終的に条例改正を行うということかとの問いに、現時点で考えていることは、3地域のすぐれた点を生かしながら、取り組めるような制度を検討しているとの答弁でした。

他の委員より、公民館の一本化案で調整を図ったが、理解を得ることができなかったということかとの質問に、公民館は社会教育の実践の場であることから、それを強く意識している地域もある。これからはコミュニティ活動、地域づくり活動、自治活動なども取り組めるような組織にしていきたいとの方向で調整しているが、すぐそこまで行けないのが現状であるとの答弁でした。

職員の定員管理については、合併10年後の平成27年度には577人を目標としているが、577人が適正なのかとの質問に対し、577人を達成するのが1つの目標であり、退職職員数の3分の1採用から5分の1採用に改め、577人の目標をより早く前倒し達成した後、今後の目標数値を出していかなければならないとの答弁がありました。

有線テレビ有料広告の推進について、平成20年度の放送番組料140万円は通販チャンネルとの契約であるが、通販チャンネルは住民にとって非常に有益であるとの意見と、市内の商工業者のためには、24時間通販チャンネルを流すのはどうなのかとの声がある。市はこれをどのようにとらえているかとの問いには、この件に関しては、当然、審議会にも諮っており、また、担当も内容の精査を十分しながら、住民の有益になるように審議し、実行しているとの答弁がありました。

他の委員より、地元が新たなビジネスチャンスの開拓として商工会などに働きかけ、当市における通販の企画をつくり出し、CATVで長野県、富山県へも流すことができる。一般地上波だと、県ごとの放送局と契約しなくてはならないので高価格になるが、この方法だと低価格で実績を上げることができるのではないかとの意見がありました。

新市に合併後、市は行政改革に精力的に取り組んではきていますが、これまで取り組んできた感想と、これからの取り組みについての考えはとの質問には、行政改革の根本は行政事務の合理化と、人件費の削減の2本柱と考えている。新市の行政改革がスタートして3年たっており、スローなところもあるが、改革の方向性を定めて取り組んでいかなければ、市の財政そのものが大変な時期になる。行政は血も汗も流して、市民に理解を求める手法で、改革に努めなければならないと感じているとの答弁がありました。

このほかにも、多くの質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会閉会中所管事項調査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

さる1月23日と2月10日に、文教民生常任委員会を開催致しておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

1月23日においては柏崎市へ地域医療体制について、小林市民生活部長ほか2名の行政担当者を含めた市外調査を行い、その後、机上にて糸魚川市における地域医療体制についてと、健康増進施策の充実についての2点につきまして調査を行っておりますので、ご報告を申し上げます。

市外調査においては、柏崎市では、平成15年度に実施した行政施策の満足度調査において、医療体制整備が重要度でトップと関心が最も高かったものの、満足度では低い結果となりました。この調査結果を受け、医療にかかわるさまざまな課題や、地域医療のあり方について意見交換を行い、今後の医療行政の推進を図るため、柏崎市医療問題懇談会を設置したものであります。

この懇談会の委員は、医師会や歯科医師会など医療関係者だけでなく、一般公募した市民代表を含め18名で構成され、平成17年と18年にわたり医療関係者と利用者が意見交換を行い、問題点を洗い出し、よりよい地域医療を目指してどのようにしていかなければならないか議論し、5つの課題に絞り込み、取り組みを開始しておりました。

5つの課題と取り組みについては、

1点目、安心して診療を受けることのできる医療体制づくりが必要であるという課題に対しては、休日夜間急患センターの開設、運営にかかる支援が行われた。

2点目、現在の深刻な医療スタッフ、すなわち医師や看護師不足を解消すべく、スタッフ確保に向け検討する必要があるという課題に対しては、新潟県医師養成修学資金事業への参加や、市内看護学校入学者確保に向けての看護学校との協力を実施した。

3点目、市民の声を反映できるような立場に立った病院が必要であるという課題に対しては、基幹病院の医療機器整備支援や、市民から寄せられた意見に対して、医療機関との連絡調整を実施した。

4点目、過疎地域における医療体制の確立、及び市外へ受診や治療を受けなくても済む医療体制づくりが必要であるという課題に対しては、市街地から基幹病院へ通院する人の交通手段の確保や、国保診療所並びにへき地診療所の機能維持を実施した。

5点目、医療についての正しい理解と啓発、周知が必要であるという課題に対しては、医療シンポジウムを開催し、基調講演やパネルディスカッションを行い、医療関係者と市長が登壇し、柏崎市における医療の現状、課題と、それに対して、医療関係者や市民及び行政がどのように取り組んで地域医療を守っていくかについて、意見交換を行ってまいりました。

市外調査の集約といたしましては、地域医療の現状と課題をしっかりと把握し、市民と行政がどのようにしていくのかを明確にし、そこから施策の方向性を出し、行政と市民が一体となり、地域医療に取り組むべきとまとめております。

机上における糸魚川市の地域医療については、担当課より地域医療体制整備推進の骨子として、1、医療提供体制の確保について、2、救急医療体制の確保について、3、医師・看護師の確保について、それぞれ課題及び施策の方向性と、主な施策について説明を受けております。

委員より活発なる質疑がなされており、地域医療体制整備推進の骨子の位置づけについて集中した質疑がなされてまいりました。

委員からは、骨子をもとにして、地域医療に関する地域医療推進計画をつくるべきでないかという質問では、骨子をもとにして、総合計画実施計画に具体的に順次反映していくという考え方である。すべてのものが実施計画に載るものではないので、骨子の中で示した施策の方向について、関係機関も含めて取り組んで行くとのことでありました。

その他数多くの質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

続きまして、健康増進施策の充実については、親子健康づくりの中の早寝・早起き・朝ごはんの取り組みについて調査を行っております。

糸魚川市は基本的な生活習慣の乱れを懸念し、平成17年度に、糸魚川市親子保健計画を策定し、文部科学省が早寝・早起き・朝ごはんを国民運動として推進する前から、早寝・早起き・朝ごはんに取り組んでまいりました。その成果が認められ、先進地事例として、平成20年11月20日に、文部科学省主催の「早寝・早起き・朝ごはん運動事例発表会」において、当市の取り組みを発表しております。

糸魚川市の先進的活動がマスコミや専門雑誌等に掲載され、多くの問い合わせがあるとのことでした。私たち委員会としても、全国から注目されている取り組みについてバックアップのため、再度委員会室にて発表してもらいました。

糸魚川市の将来を担う子供を育てるには、行政・議会・市民が一丸となって、当たり前の豊かな家庭生活を取り戻す取り組みを推進しなければとの思いでありました。

続きまして2月10日は、社会福祉施策の充実についてと、公民館制度について所管事項調査を行っております。

1点目の社会福祉施策の充実については、第2期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画の策定についてと、第4期糸魚川市介護保険事業計画・糸魚川市高齢者福祉計画策定について調査を行っております。

第2期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画の策定については、活発なる質疑がなされましたが、委員からの要望として、近年の不景気の影響で、障害を持っている方の作業所における民間事業所からの受託作業がなくなってきているので、ほかの仕事を行行政で企画し、進めるような支援を押し進めてもらいたいとしております。

第4期糸魚川市介護保険事業計画・糸魚川市高齢者福祉計画策定については、特段報告する事項はありません。

2点目の公民館制度については、担当課より、公民館体制等検討委員会の検討内容、及び公民館体制等検討庁内委員会の実施状況が説明されております。

委員より、公民館体制等検討委員会の中間取りまとめの内容についての質問には、1、新体制の組織について、2、人的な配置と経費の負担について、3、新組織において取り組む業務の経費等について、4、名称について、5、地区館の設置基準と設置数について、6、新組織体制への移行と、それに伴う激変緩和措置についてを、最低限、答申の中に盛り込んでいきたいということで、中間取りまとめがなされたとの答弁。

スケジュールについての質問には、検討委員会の進め方によって違ってくると思うが、現在お願いをしているのは、合併後5年という1つのめどがあったので、そういったものからいうと、平成22年度に何らかの新しい体制のスタートができればということで伝えてあるとの答弁がなされております。

その他若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．地域情報化調査推進について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、地域情報化調査推進についてを議題といたします。

地域情報化調査推進特別委員会に付託中の本件については、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一地域情報化調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑委員長。〔21番 古畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

それでは、これより地域情報化調査推進特別委員会結審の報告をさせていただきます。

本委員会は、平成19年6月11日、第3回市議会定例会で設置され、14名の委員により、

- ・情報化推進の意義と目的を明確にするための調査検討
- ・情報基盤整備に関する調査検討
- ・情報基盤整備計画の早期実現に関する調査検討

を付議事件として、今日まで延べ15回の委員会と現地市外調査を行い、本委員会に与えられた目的を果たすべく、鋭意委員会活動を行ってまいりました。

また、本委員会設立以前にも新市建設計画、総務財政常任委員会でも協議されていることから、その審議内容を継続するものとして取り組んでまいりました。

委員会の調査に当たり、何のため、だれのため、どうやって、どのように、いつまで、幾らかかるのかと、付議事件をより具体的にすべく調査、推進に努めてまいりました。

平成21年2月6日に開催されました委員会をもって結審となりましたので、これまでの経過も交えてご報告申し上げます。

付託案件審査について

情報化推進の意義と目的を明確にするための調査、検討、「何のために」の項目につきましては、国家の進める情報戦略、e-Japan構想、u-Japan構想と、IT基本法、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法をもとに電子政府化への対応や、全国民がインターネットをえるようブロードバンド環境整備を2010年までに行うよう地方自治体に求め、ユビキタス社会の実現を促進していることから、糸魚川市としても情報基盤整備基本構想を策定、合併時における重点施策の1つに定め、その対応が協議されてまいりました。

最初に確認された事項としては、莫大な整備費がかかることから、基盤整備の推進「何のために」と疑問が出されましたが、国策である以上、行政としてはやらざるを得ず、周辺自治体においても整備が推進されており、やらないという選択肢はないとのことで、情報基盤推進の方向で審議に入っております。

次に、情報基盤整備に関する調査検討、「だれのために」の項目につきましては、u-Japan構想ではユビキタスネットワーク整備、ICT利活用の高度化、安心・安全な利用環境の整備という3つの方向性が示されていることから、糸魚川市民、老若男女が広く享受できることを目的として事業化を推進すること。

3点目の情報基盤整備計画の早期実現に関する調査検討、「いつ」「どのように」「幾らかかるのか」の項目は、具体的なシステム導入にかかわる事項で、最も議論が交わされたものであります。

システムの構築に当たっては、合併時に盛り込まれた40億を超える事業費の再検討から始まり、最も安価で利便性の高いシステムが検討されました。

現在事業化されている能生CATV事業の現地調査や先進地視察、放送と通信の融合が進む中でNTTテレビ電話方式や、次世代ネットワークNGNについての調査、検討なども行い、また市民による検討委員会の検討結果なども考慮し、行政当局との整備案の検討を続けてまいりました。

具体的な検討案としては、行政主体による能生CATV事業の全市整備を目指す公設公営方式、行政が基盤を整備し、民間企業に管理運営を委託する公設民営方式、さらに、民間企業が整備から

管理運営まで行う民設民営方式など、さまざまな方式について論議が交わされました。

いずれの方式も一長一短があることから、具体的な整備案が決定されるまで長い時間が経過いたしました。市の示した基本計画をもとに、既に整備済みである能生CATVとの整合性、1市1システムによる情報の一元化、パソコンが使えなくても情報を享受できる利便性と操作性、番組制作を含めた地域コミュニティの推進の優位性、受益者負担のより安価なもの、2011年の地上デジタル波に対応した難視聴解消などを考慮した結果、最終的には、上越ケーブルビジョン株式会社による民設民営方式の提案を有利なものとして受けとめ、未整備エリアの旧糸魚川市、旧青海町地区の6割に当たる8,580件の加入を付帯条件として、整備を行う方針が示されております。

詳細につきましては、12月議会でご報告いたしました内容と重複いたしますので、割愛させていただきます。

最終委員会となった平成21年2月6日の委員会では、加入促進に当たり地区説明会、共聴組合説明会などの状況説明があり、月額利用料金や行政による加入負担金の補助金のあり方などについて、質問、意見が交わされておりますので、主なものをご報告申し上げます。

月額3,045円の負担について、市民からは高額であるとの声が大きいが、月額料金の値下げはできないか。高齢者世帯や生活弱者では、入りたくても入れない状況をどう考えるのかの質問に対し、民設民営方式を選択した以上、料金設定は運営会社の採算性もあり、行政として決められるものではないが、説明会などでも負担が大きいとの市民の声もあり、もう少し安価にならないかと要望はしているが、企業としても、上越市や妙高市でも同一料金で運営しており、糸魚川だけ料金を下げるわけにはいかないとの回答を受けている。

また、高齢者世帯や生活弱者に対しては、別の考え方で検討させてもらいたいとの答弁がなされ、市が助成する2万6,250円の加入補助金について、民設民営で整備する以上、民間企業に市が補助金を出すのは問題である。また、月額3,045円が痛手で加入できない人にも、デジタルチューナーや地デジ対応テレビ購入に際して、2万6,250円の助成をするべきではないかなどの意見には、2,625円の助成であるが、これは各個人個人に助成をするというよりは、地域全体、市全体で加入率を確保して、この事業を実施するための促進策という考え方である。

したがって、個々に助成をするというよりは、これにより光ファイバー網を全域に敷設をする情報の一元化、糸魚川市の1市1システムのための助成であるという考え方である。

例えば、携帯電話もそうであるが、携帯電話を買う、買わないではなくて、携帯電話が利用できる整備をするということで、数年前から鉄塔の整備をしてきたものである。情報化全体の中で、それは各自のシステムに従って個人負担でやってもらいたいのであるが、市の方で何とか統一して情報化を推進したいということで、今回助成をさせてもらおうというものであるとの答弁がなされ、この意見には、委員より、例えば、上越から高速道路に乗って通勤してくれば半額になるという500円の補助があるのだから、国道8号線を時間をかけて走ってくるものにも500円をくれと言っているのと一緒だと思う。この補助事業を選択したのは、光環境を整えるということを前提に考えて、事業促進策として2万6,250円の補助金を出してもらえということ、市民としてはありがたいことであるし、それを出すことを否とする理由は、何もないと考えますなどの意見も出されております。

次に、加入率が60%に達しない場合は、事業そのものを断念すべきではないかとの質問には、

数字が出ていない中での判断は難しい。60%という1つのラインを決め、そこに向かって進めていく。出てきた数字は、そういう数字の中で、また判断すべきだろうと受けとめている。その中で、どうしてもやらなくてはいけないという判断も出てくるのかもしれないが、今は60%を目指して、加入促進を行うということであるとの市長答弁がなされております。

また、加入率と事業実施の是非について、これからの電子社会というものを考えれば、今の市民の皆さんの加入する、加入しないという判断にすべて任せてよいのか。市民の皆さんの中には、要するに、このシステムそのものがよくわかっていない。これから進む世の中そのものが、よくわかっていない方もいる。そういう中で6割加入にこだわって情報基盤整備事業の是非を考えるのは、少し小さ過ぎないかと思えます。やはり、行政、議会は将来社会を見据えて、今やらなければいけない事業というものを、きちんと踏まえていくべきだと思う。その結果、加入率が40%であってもよいと思う。将来、どうしても必要なものならば、少なくとも今やっておくべきだと思うとの意見も出されております。

このほか委員全員より活発な質疑応答、意見が交わされておりますが、省略させていただきます。

また結審に当たり、整備方針については是非を明確にすべきとの委員の意向に沿って、採決を行っております。採決に当たっては、賛成・反対それぞれの討論も行われておりますが、討論の内容につきましては割愛をさせていただきます。採決の結果、賛成多数で整備方針が了承をされております。

また、付帯条件として、

1、高齢者世帯など生活弱者、困窮者世帯等に対し、情報格差が生じないような新たな取り組みを今後行政として考えていくこと。

2、加入促進を図るために、情報基盤整備の意味を十分市民に理解していただくとともに、協力を仰ぎ、本事業が目的を完遂するよう事業推進を行うこと。

3、加入率の60%という枠にとらわれず、例え50%であったとしても、本事業は最後まで推進に努力をすること。

4、料金設定については、民設民営方式で企業の採算性の問題もあり、月額料金の値上げは行政判断では難しいものと認識をしているが、行政もさらに料金の設定をより安く、また、市民が利用しやすい価格設定になるようJCV側と協議願うものであります。

以上をもちまして、地域情報化調査推進特別委員会の結審報告とさせていただきます。

市の助成金であります、「2万6,250円」と言うべきところを「2,625円」と言いましたので訂正を願います。正しくは2万6,250円であります。

それから、最後の付帯条件の4番目、「月額料金の値下げは」と申し上げるべきところを、「月額料金の値上げは」というふうに申し上げたそうであります。これは意味が全然違いますので、おわびをして訂正をさせていただきます。正しくは、月額料金の値下げであります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

地域情報化調査推進特別委員会委員長報告に対する反対討論を行います。

上越ケーブルビジョンと糸魚川市によるケーブルテレビ整備についての市民説明が、昨年から行われてきましたが、共聴組合、各種団体への説明が終わり、地域での説明が始まっております。それにあわせて全世帯へ、ケーブルテレビ仮申込書が配布されました。地域での説明会は5月末まで行う予定とのことで、市民の仮申し込み状況を見て5月末に整備するかどうか判断するということでもあります。そのときの判断基準が、対象地域での60%加入、8,580件であります。整備は公共施設を結ぶネットワークと一体的に整備され、公共ネットの開放芯線が、長期貸出契約でJCVに貸し出されるということでもあります。一体的に整備されることの弊害はないのか、危惧するところでもあります。

整備する目的は、大きくとらえて3つになるのではないかと思います。地上デジタル放送、ブロードバンド、地域情報であります。初期費用は放送のみ2万6,250円、これは市が助成して無料にするとのことであります。放送と光インターネットは、JCVが無料にするとのことであります。光インターネットのみ加入する場合は4万7,250円。月額利用料金は、放送のみ税込みで3,045円、放送とインターネット8,715円、光インターネットのみ7,770円となっております。

まず、地上デジタル放送であります。糸魚川、青海地区で地上デジタル放送の難視聴地域は多くありません。共聴組合にしても長期的にみれば、地デジ対策をとった方がケーブルテレビよりもずっと安く済むわけであります。

ブロードバンドについては無線を利用したものや、新潟県も会員になっている、衛星ブロードバンド普及推進協議会が推奨している衛星通信を活用したもの等、他にも手法があります。

地域情報の関係では、例え6割の加入が実現したとしても、「広報おしらせばん」のように全戸に情報が届くわけではなく、広報をやめるわけにもいかないわけであります。

年金生活者で、とても負担が大変という方たちは要らないという方が多いわけですが、市がある程度、生活に余裕があって加入できる人には初期費用2万6,250円の補助金を出し、生活が大変で加入しない人たちには補助金を出さないという、本来の自治体の仕事のあり方と矛盾することも起こるわけであります。逆に情報格差を広げることにならないのか。最大の問題点は、市民要望が少ないことにあると考えるものであります。

日本共産党糸魚川市議会が12月に市民アンケートをお願いしましたが、中間集計でケーブルテレビ整備の要望は、糸魚川地区、青海地区合わせての割合は16.4%でした。身の回りで聞いても、要望は余り多くは聞きません。地上デジタル放送を見られるようにしてほしいというのが、市

民要望で一番多いのではないかと思います。共聴組合や個別の難視聴対策をしっかりと行う方が、市民にとって負担がかからないと考えるものであります。

糸魚川市の中期財政見通しでは今後5年間を見ると、収入は減るのに借金がふえる構図になっております。切実な市民要望にこそ予算を回すべきではないか。また、市長は加入が6割にならなかつたらやめるべきではないかという私の質問に対して、明確な答弁をしておりません。少なくとも加入が6割に満たない場合、市としてもいつまでも引き延ばすことなく、きっぱりとやめるべきと考えます。現在の市の取り組みには、以上、述べましたような問題点があると考えます。これらを基本的には是とするものでありますので、反対するものであります。

以上、述べまして反対討論といたします。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、渡辺重雄議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺議員。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

ただいまの委員長報告に対し、賛成の立場から討論いたします。

一昨年合併以来約2年間、総務財政常任委員会で論議を交わしてきた課題を、地域情報化調査推進特別委員会が引き継ぎ進めてきて、このほど結審したわけではありますが、振り返ってみますと、前半2年間、総務財政常任委員会で論議をしてきたその中で、市の基本的な考え方と申しますか、市の姿勢が見えてこないということもありました。さらに、NTT方式とCATV方式といった方式が出てきて、なかなか基本的な考え方の論議が進まなかったということも感じておりました。

このような中で、特別委員会は目的を持って設置された委員会として、その目的に沿って行政も議会も一体となって進めていかなければならないという姿勢でスタートしたと考えております。

したがって、まず特別委員会では、それまで行政が進めてきた地域情報化の推進について、現状と課題を理解し、共通認識を持つ必要と、地域情報化を論ずるとき国の方針や社会の流れを意識した対応が必要であったわけであります。

国の方策である電子政府の推進に関しましては、IT新改革戦略において、ITの構造改革力を追求する政策の1つとして位置づけられ、利便性、サービス向上が実感できる電子政府の実現、効率的な行政を実現していくことが求められており、各省庁において今その対応が急がれております。したがって、地域の情報化は、国の方策とあわせて地方自治体の責務となっていることを理解して、早急に進めていかなければならないという方向性のものでもあります。

このような環境と申しますか、背景の中で、具体的には委員長より、委員会の冒頭に、わかりやすくということから、何のために、だれのために、どうやって、どのように、いつ、いつまでに、幾らかかるのかという課題を、付議事項としたいという考え方が示されたのであります。

いろいろな論議が飛び交い、一時的に中断と申しますか、凍結したような形のときもありましたが、15回の委員会と4回の市外調査を行い、情報化推進の意義と目的を明確にするための調査、検討と、情報基盤整備に関する調査、検討、さらに、情報基盤整備計画の早期実現に関する調査、検討を行ってきたわけであります。

結論的に申し上げれば、時間がかかったものの、さまざまなソフト・ハードの議論を経て、J C Vよりケーブルテレビによる民設民営の提案を受け、具体的に進展したわけではありますが、糸魚川市が置かれた状況を考えたとき、糸魚川市にふさわしい方向が出たものと私は考えております。

今、糸魚川市において、全市ブロードバンド環境の整備、一般テレビの地上デジタル化、防災体制における情報通信の強化、コミュニティ情報の提供、事務事業の効率化など、地域情報化社会に対応する情報整備の確立を可能にするには、今回の提案以外には、なかなか見つからなかったことも事実であります。今後も、今の法律や情報通信関係企業の対応から見て、急激に情勢が変化することは考えられないと思います。

それから、能生地域で既に運用しているシステムから見て、将来の1市1システムを可能にするためにも、この方式に期待をすることであります。

また、経営形態につきましても、市の直営か、公設民営か、民設民営か、いろいろ考えが分かれるところではありますが、第1に財政の問題、第2には、この事業に関するノウハウの問題もあると思います。この2点を見た場合、民設民営を選択せざるを得ない状況下にあると私は考えております。

ただ行政側で直営、あるいは公設民営も厳しいとの判断があったように、J C Vによる民設民営の提案も、実現するにはかなりの厳しさも懸念されるところであり、この地域では官民が協力をして情報化に対応する方式でなければ、情報化は構築できないと考えます。

個々の条件では、月額料金などでかなり加入条件が厳しいというご批判もありますが、特に、生活弱者と言われる方々に対しましては、できれば別途の条件などの配慮が必要かとも考えます。この後は、まず市民の皆さんに情報化による糸魚川市の将来を語り、さらに情報化による地域づくりの必要性などを具体的にご説明し、市民の皆さんにご理解がいただけるよう進めていただきたいと思います。

以上、地域情報化調査推進特別委員会に示された行政からの整備方針と委員長報告に賛成する立場から、賛成討論として述べさせていただきます。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。〔17番 伊藤文博君登壇〕

17番（伊藤文博君）

おはようございます。

地域情報化調査推進特別委員会の委員長報告に賛成いたします。

糸魚川市は国の政策に基づき、地域情報基盤整備を2010年度末までに実施しなければなりません。端的に言えば、最も糸魚川市と市民の負担が少ない、そして利便性の高い方式を長い時間をかけて模索してまいりました。その結果、民設民営方式によるCATV方式が採択されたわけがあります。

高速通信網の糸魚川市域全域の実施は、企業や若者が地元にとどまるためには必要不可欠なインフラであり、このことが遅れたり、実施のめどが立たないというようなことになると、地域の衰退

を招くことは必至であります。特に、市街地周辺地域、中山間地の影響は、大きなものとなるであります。

事業促進のための初期費用に対する補助金の制度は、この方式実現条件の60%加入促進には不可欠な制度であり、的を射た政策だと言えます。加入しない者に2万6,250円の補助を行わないのは不公平だという理論は、先ほど委員長報告にもありましたように、通勤時間帯のETC割引を使わずに、一般道を頑張って走るんだから、その割引分を現金でくださいということに等しい。また、買わない商品の値引き分を、現金でくださいというのと全く同じ理論であります。補助金の目的を踏まえた理論ではありません。

ケーブルテレビ加入時の初期費用に対する補助金は、糸魚川市にとって最も有利な選択肢である民設民営方式での事業を実現するための事業推進補助金であり、景気対策の給付金とは全く性格が違ふものであります。事情に詳しくない市民が不公平という感覚を持ったのであれば、理を説いて理解を求めるのが、事情に詳しい我々市議会議員の役割でもあると考えます。

ただし、加入率60%を確保することは非常に難しいことであります。市長の選択には、何としても60%の加入申し込みを得るという強い決意が含まれているのは、当然のことであります。厳しい現実を踏まえて、市長がこの方式を選択した以上、糸魚川市の職員を動員して十分な説明の機会と、適切な説明内容で市民の理解を得なければなりません。

民設民営方式が頓挫すれば、糸魚川市と市民の負担が大きい公設民営方式に転ずるしかなく、もし、それすらできないのであれば、国の政策に糸魚川市が取り残されるばかりではなく、通信環境の遅れから地域の衰退を招くこととなります。若者の定住に、通信環境の遅れは大きな障害となります。産業振興にも強いブレーキがかかるどころか、バックにギアが入ることにもなりかねないのであります。最後には職員が各戸、戸別訪問をして、市民を説得するほどの努力が必要であると考えます。

既に各地域での住民説明会は開催されていますが、世帯数の1割程度の参加にとどまっている現状でしょう。各戸に配布された仮申込書すら認識にない家庭も多く、市民の関心は決して高いとは言えません。正直なところ、テレビを見ることについては、現状に不満もない家庭が多いとも思われます。しかし、市民に対しては、現状よりどのように便利になるかということについて、具体的に理解していただき、これからの糸魚川市を考えた場合には、ぜひとも実現しなければならない施策であることも理解していただいて、可能な範囲で事業に協力していただかなければなりません。入り口でとどまっている市民に、一步踏み出してもらわなければならないということでもあります。

そのためにはケーブルテレビに関する説明だけではなく、糸魚川市の将来を、子や孫の世代を考える説明が不可欠であります。市がこのことを認識し、細やかな市民対応によって、何としても民設民営化方式を実現させなければならないと考えます。

また、情報格差が生じない工夫も必要であります。情報を取りにいく市民の手法もさまざまであり、いろいろな方法で情報が取れることが重要であります。敦賀市の嶺南ケーブルネットでは、行政チャンネルのみ加入の約4,000世帯、これは加入者の16%に当たりますが、これについては無料とし、全体での加入率97%を達成しています。このような先進例を手本にして、加入しやすく情報格差の生じない制度を、官民一体となって構築していく必要もあると考えます。この2点、加入促進への特段の努力による事業推進と、情報格差の生じないシステム構築を強く要望し

た上で、委員長報告に賛成いたします。

終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

11時10分まで暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

+

日程第5・議案第38号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第38号、平成21年度系魚川市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成21年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成21年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成21年度予算をはじめ、条例の制定及び、契約の締結などの議案のご審議をお願いするものであります。

さて、この機会に、新年度の市政運営に私の所信の一端と、平成21年度予算及びその主要施策の概要について申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、平成21年度の予算編成に当たっての国、県の動向について申し上げます。

政府は、本年1月の通常国会において、当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長を掲げ、世界同時不況という異常な経済状況には異例な対応が必要とし、平成20年度の第1次補正予算と第2次補正予算、そして新年度予算を、いわば3段階ロケットとして経済対策を進め、その際には、生活者、中小企業、地方の3つに重点を置き、生活防衛のための大胆な実行予算であると表明いたしております。

このような基本姿勢で編成された新年度の一般会計予算案は、総額8兆5,480億円で、対前年比6.6%増の大幅な伸びで、過去最大となっております。

歳入においては、景気の悪化から国税収入が7.5兆円減収となる一方、国債発行額を8兆円増額し、さらには霞ヶ関の埋蔵金ともいわれる特別会計の剰余金も4兆円以上繰り入れております。

歳出では、実質的な公共事業費は引き続き5.2%の減とする一方、地方交付税特別会計への繰出金に1兆円特別加算し、経済緊急対応予備費にも1兆円を計上するなど、一般歳出は過去最大規模となっております。

これを受けて平成21年度の地方財政計画の規模は、8兆2,557億円で、対前年比1%の減であり、平成13年度からマイナス基調が続いております。

地方交付税については、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、出口ベースで15%の大幅な増額となっております。

また、生活防衛のための緊急対策に基づき増額された1兆円の内訳は、地域雇用創出推進費と地域の元気回復等として各5,000億円が増額され、配分される予定であります。

続いて、2月18日に発表された県の一般会計予算の総額は、1兆2,185億円で対前年比3%増の積極型予算で、災害からの復旧・復興から、経済と県民生活の安定に軸足を移したものとなっております。

現下の危機的な経済情勢に対応するため、平成20年度補正予算と一体で15カ月予算として編成し、雇用、経済対策を強化したものとなっております。

歳入では、景気の悪化から県税収入を16.6%の減、普通交付税については微減と見込んでおり、歳出では、経済、雇用、生活への対応を最重要課題として、国の交付金による造成基金を活用して緊急雇用・就業支援を行うほか、水田経営体へ新潟版所得保償モデル事業などに取り組むことにより、選ばれる新潟県、魅力ある新潟県づくりを目指しております。

こうした国、県の状況を受けて、平成21年度の予算案の編成方針と施策の概要について申し上げます。

最初に、平成17年4月、新生系魚川市の初代市長としての栄を賜り、以来、市政執行に全力で取り組んでまいりましたが、時の経過はまことに早く、任期も残すところわずかとなりました。

この4年間、新市の一体化と総合計画の策定、そして国、県とのパイプの強化に鋭意努めてまいりました。一定の前進が得られたものと考えておりますが、一方、人口の減少や少子高齢化など、多くの課題が山積いたしておるのも事実であります。

また、日本の社会経済も、実感なき戦後最長の好景気から百年に一度の経済危機に一変し、国内の実体経済は日々深刻さを増し、地方自治体を取り巻く環境もかなり厳しい状況になるものと想定をいたしております。

こうしたことから、先般、中期財政見通しを作成し、税込減や27年問題など、当市を取り巻く財政的な課題を踏まえて見直しをするとともに、財政状況に応じた事態宣言の指標を定め、財政注意報を庁内に発令いたしましたところであります。

さらには、緊急生活支援、雇用・経済対策を速やかに進めるため、2月9日の市議会臨時会に補正予算を提出し、即日議決をいただいたところであります。

日本の政治、社会、経済が目まぐるしく変貌する中で、当市の21年度予算編成につきましては、市税収入の大幅な減収が見込まれる大変厳しい財政状況の一方、学校の耐震・改築事業、健康づくりセンター、火葬場、新幹線関連整備など、元気な糸魚川市の構築に向けた元気づけ予算が編成されたものと思っております。

なお、今春の市長、市議会議員選挙との関連から骨格予算についても検討いたしました。継続事業はもとより、新規事業についても総合計画により、かねてから計画的に進めてきたものが多いことから、さらには現下の雇用、経済状況から空白期間は避けるべきとの認識に立ち、通年予算といたしました。

次に、新年度の重点施策ですが、次の3点を重点的に取り組む考えであります。

1つ目は、「安全安心なまちづくり」、2つ目は、「元気で活力あるまちづくり」、3つ目は、「すこやか やすらぎのまちづくり」であります。

1つ目の「安全安心なまちづくり」では、学校や公共施設の耐震化を推進することとし、新年度は小学校で2校、中学校1校で耐震改築や改修に取り組み、4校で耐震設計をすることといたしております。

個人住宅についても耐震設計や耐震補強に補助制度を新設し、地区集会施設についても耐震診断の補助制度を設けました。

また、救急救命の充実を図るため、新たに救急救命士1名を養成することといたしております。

中山間地域における公共交通機関の空白地域対策といたしましては、週1回程度であります。コミュニティバスの運行地域を拡大することといたしており、特に、高齢者から利用していただきたいと願っております。

2つ目の「元気で活力あるまちづくり」では、北陸新幹線、姫川港、国道、地域高規格道路、都市計画道路など、交通ネットワークの整備促進に努めるとともに、地域の発展につながる産業の育成と、雇用の促進に向けた予算づけといたしております。

また、世界ジオパークの認定を目指すとともに、交流人口の拡大による地域振興につなげるため、引き続き、環境整備を進めてまいります。

一方、ケーブルテレビによる地域情報化の実現に向けて、行政サービス提供システムの構築を図るとともに、加入促進に努めてまいります。

3つ目の「すこやか やすらぎのまちづくり」では、少子高齢化が進む中で、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実に向けて取り組んでまいります。

また、救急医療や医師確保対策など地域医療の充実に向け、健康づくりセンターの建設に着手するとともに、健康づくり教室などソフト面を充実し、市民が健康で暮らせるまちづくりを推進してまいります。

さらに、学校の耐震化にあわせ、教育環境の充実を図るとともに、生涯学習の体制整備を進めて

まいります。

これらを踏まえ、新年度の一般会計予算額は271億8,500万円で、前年度と比べ11億7,000万円、4.5%の増とし、国民健康保険事業をはじめとした特別会計の総額は166億3,000万円で、5.6%の減、企業会計は26億8,923万円、10.1%の減といたしたところであります。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の予算の総額は465億423万円で、前年度予算と比べて1億1,145万円、0.2%の減としたところであります。

次に、予算の主要施策の概要について、「平成21年度当初予算参考資料」の42ページ、「総合計画実施計画事業の予算概要」に従い、説明を申し上げます。

1番目の「すこやか やすらぎ 支えあいのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、保育園における一時保育や時間外保育事業を実施していくほか、新たに青海子育て支援センターを開設し、育児相談の充実を図ってまいります。

また、経済的支援として、引き続き保育料の軽減や乳児子ども医療費の助成、児童手当の支給を行うほか、時間外保育の保護者負担をなくすことといたします。

全国的にもまれな、回数制限のない妊婦健診を含む母子保健健康診査事業を引き続き実施するとともに、次世代育成支援行動計画の後期計画を策定し、地域全体での子供の健全育成と少子化対策に取り組んでまいります。

「高齢者への支援」では、介護保険制度の円滑な運用を図るために、3月に策定します第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画によって、サービス基盤の充実に努めるとともに、高齢者が、いつまでも自立した生活が送れるよう、介護予防、健康づくり事業に一層力を注いでまいります。

在宅生活を支援するため、地域の皆様の協力のもとに、ひとり暮らし高齢者の安否確認の実施や、市が費用の一部を負担して、路線バスを乗り放題とする高齢者おでかけバス事業などを実施してまいります。

また、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動に対する支援などを通じて、元気な高齢者の活躍の機会づくりを促進してまいります。

「地域で支えあう福祉の推進」では、地域福祉計画と災害時要援護者避難支援プランの推進により、だれもが住みなれた地域で、安心して過ごせることができる社会の実現に努めるとともに、地域福祉を支える事業を担っている社会福祉協議会の運営助成、事業支援を実施してまいります。

また、障害を持つ方々の経済的な負担軽減を図るため、医療費や交通費の助成、特別障害者手当の支給などを行うとともに、3月に策定します第2期障害者計画・障害福祉計画に即して、地域での生活支援や社会参加の促進、就労活動の支援を実施してまいります。

なお、社会福祉法人による旧南西海小学校を活用した知的障害者のための福祉施設の開所について支援を行ってまいります。

「健康づくりの推進」では、運動習慣の定着を図るための中核施設として、健康づくりセンターの実施設設計、建築工事に着手するとともに、運動を取り入れた健康づくりの普及、定着を進めるために、水中運動や地区運動教室などの開催回数の拡充に努めてまいります。

また、市民が今まで以上に広範に、そして手軽に健診を受けられるよう、施設健診に加え集団健診も取り入れた特定健診・特定保健指導の実施体制を整え、健康づくり意識を高めていただけるよ

う努めてまいります。

あわせて、国保加入者の健診費用は、これまでどおり自己負担をなくし、安心して受診できる環境を整えてまいります。

「地域医療体制の充実」では、救急医療体制については、地域の救急・急性期医療を担っている医師会、糸魚川総合病院、よしだ病院の協力を得て、1次、2次の救急体制の維持に努めるとともに、地域の救急医療のさらなる充実を図るため、今後とも関係機関との連携に努めてまいります。

また、富山大学との連携による研究事業の推進と、市独自の医師修学資金貸与制度等により、医師と医療技術者の確保に努めてまいります。さらに、新規に診療所開設を促進し、地域医療の確保に努めてまいります。

2番目の「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、子供たちの学ぶ意欲と学力の向上を推進するため、教育補助員の配置をはじめ、標準学力検査に基づく授業の改善、教職員の指導力の向上に努めるとともに、新たに子供の成長段階に応じた一貫した教育方針を策定してまいります。

また、学校生活への不適応など、生徒指導上の諸問題に対応するため、教育相談員や教育補助員を配置した、きめ細やかな相談体制の確保に努めてまいります。

さらに、地域の自然や文化、芸能等を学ぶ機会を充実し、ふるさとに愛着と誇りを持つ子供を育成するため、新たに地域愛教育育成事業に取り組むほか、教師、保護者、地域住民が協力して、ふるさと学習支援や食育活動支援を実施してまいります。

学校の施設整備について、能生小学校給食センターの完成と、小学校の校舎、体育館の耐震補強改修、中学校の体育館の改築、青海小学校のグラウンド改修を進め、木浦小学校、糸魚川小学校、糸魚川東中学校の設計にも着手いたします。

「生涯学習の充実」では、生涯学習推進計画に基づく地域社会やまちづくりの課題、個人のニーズなどに対応した講座や講演会を実施してまいります。

また、公民館制度と地域コミュニティとのあり方など、制度の見直しについて、市民の関係各層の皆様からなる委員において全市的な視点で議論いただいております。新たな体制づくりの検討を進めてまいります。

一方、施設整備においては、新たに能生・青海生涯学習センターの改修設計とともに、地区公民館耐震改修設計に取り組んでまいります。

「文化の振興」では、糸魚川市文化協会の活動を支援するほか、市民の皆様が自主的かつ主体的に開催する文化芸術鑑賞事業を支援するため、文化活動支援事業を実施してまいります。

また、市民の皆様がすぐれた芸術や美術作品、地域の芸能文化を鑑賞できるよう、事業を展開してまいります。

博物館では特別展を開催するほか、文化財では指定文化財の保存と活用を図り、当地の魅力発信してまいります。

「生涯スポーツの振興」では、姫川流域コミュニティスポーツセンターの完成と、能生及び美山のテニスコートなどスポーツ施設の改修を図るとともに、有名選手の招致や健康づくりを推進する各種スポーツ教室の実施と、各種目の競技力向上を促進してまいります。

また、今年10月トキめき新潟国体が開催され、当市でも少年男子ソフトボール競技と、当市発

祥のスポレック競技が実施されますことから、取り組みに万全を期してまいります。

3番目の「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、いといがわ交通ネットワークビジョンに基づき、広域交通網の総合的な整備と、市内の道路網及び公共交通手段の充実に努めてまいります。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進については、概略ルート決定のための作業など、整備区間指定に向けた取り組みを進めてまいります。

国道8号系魚川東バイパスについては、梶屋敷 - 大和川間の平成21年度中の開通に向けて整備を促進するほか、これに接続する県道西中系魚川線の整備についても、精力的に取り組んでまいります。

さらに、中央大通り線の未整備区間、市道上刈白馬通り線から国道148号までの第3期区間については、事業着手を図るとともに系魚川駅南線の整備も進めてまいります。

また、国道8号の親不知地区においては、引き続き防災対策事業を促進し、雨量通行規制の緩和に向けて取り組んでまいります。

姫川港では、貨物量の増大に対応するため、引き続き護岸の整備を促進するとともに、関税法による開港への取り組みや緩衝緑地の用地取得を促進するなど、港湾機能の拡充と港湾環境の整備に向け、国、県へ働きかけてまいります。

北陸新幹線の建設では平成26年度の完成を目指して、市内各地区で進められている工事の促進に努めてまいります。

一方、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、県及び関係団体と連携して、新たな経営体制に関する調査検討を進めてまいります。

地域住民の身近な公共交通であるバス路線については、昨年10月に市街地を巡回する路線を組み入れるなど、再編成を行ったところでありますが、その状況を検証し、利用促進や利便性の向上に向けてバス会社と協議をしております。

また、公共交通機関の空白地区の交通手段の確保について、コミュニティバス運行の地域拡大を図っております。

「北陸新幹線開通に向けたまちづくり」では、系魚川駅自由通路についてJR西日本等の関係機関と協議しながら、実施設計に入るとともに、駅北口広場や駅南側の駐車場について、都市計画事業の決定を得よう取り組みを進めてまいります。

さらに、系魚川駅北地区の歩道のバリアフリー化を進めるほか、新幹線開業時の駅周辺整備について、新たにまちづくり交付金事業の採択を目指し、その計画を策定してまいりたいと考えております。

「地域情報化の推進」では、地上デジタル放送難視聴解消や高速インターネット環境の地域格差をなくすため、ケーブルテレビによる市内全域の情報システムの一元化を図るとともに、身近な地域情報の共有や行政情報の提供、公共施設予約など行政サービス提供システムを構築し、市民生活の利便性の向上に取り組んでまいります。

「住みよい住環境の整備」では、都市計画道路中央大通り線第3期区間の整備にあわせて、上刈地区のミニ土地区画整理事業を促進してまいります。

また、地震発生時の住宅倒壊による被害を防止するため、耐震診断に加えて、新たに耐震補強改

修を支援してまいります。

水道管網広域化事業では、糸魚川地域から能生地域へ送水するため、間脇地内で送水管の整備に着手いたします。

また、早川簡易水道建設事業では、給水範囲をさらに谷根、越川原地区などに拡大し、事業の完成を目指して整備を進めてまいります。

ガス事業では、3地域で異なる都市ガスの熱量を統一するため、準備作業を実施してまいります。一方、経年劣化したガス・水道管の入れかえや、水源施設、ガス供給施設の整備を進めるとともに、ガス・水道の供給管網の更新や管理を効率的に行うためマッピングシステムを導入し、安全で安定したガス・水道の供給に取り組んでまいります。

公共下水道では、下早川地区の整備を進めるとともに、浦本地区の整備にも着手し、糸魚川及び能生浄化センターの耐震補強を実施してまいります。

また、公共下水道区域以外での浄化槽整備事業も推進し、汚水処理普及率の向上を図ってまいります。

「国土の保全と整備」では、大所地内の葛葉山腹の崩壊防止工事などの砂防、治山治水事業を促進するとともに、蓮台寺2号雨水幹線などの排水路整備、また、中宿、大和川、寺地、市振の各海岸における浸食対策事業をはじめ、糸魚川海岸人工リーフの災害復旧事業を、引き続き国、県に要請してまいります。

4番目の「交流いきいき産業のまちづくり」について申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、雇用環境の改善対策として、離職を余儀なくされた方の再就職を促進するため、緊急雇用促進対策の補助を実施してまいります。

また、求人説明会などを通じた市内企業への就職を一層促進するため、引き続き市内企業の見学会を開催するほか、人材育成事業として資格試験の受験料や研修受講費の助成を行うとともに、若者の市内就職を促進するため、就職資金の貸し付けと利子補給を引き続き実施してまいります。

「活力ある商工業の振興」では、引き続き企業支援室に専任の職員を配置し、企業訪問等を積極的に行い、雇用や景気の悪化に対する取り組みを支援するとともに、中小企業の経営安定化と、新たな設備投資に対する資金貸し付けや信用保証料の全額補給、固定資産税の課税免除、産業団地整備や企業用地の取得助成を実施してまいります。

また、商店街組合などが行うイベントなど、商店街活性化に向けた活動への助成を行うとともに、企業が販路開拓のため、見本市等に出展する場合の費用を新たに助成してまいります。

「魅力ある観光の振興」では、世界ジオパーク認定に向け、地域が誇る地質・資源・景観・文化遺産を国内外にアピールするため解説板整備、ガイド養成、トイレ改修、駐車場整備等により受け入れ体制の充実を図るとともに、学習活動や体験活動を通じて、交流人口の拡大と観光誘客に結びつけたいと考えております。

また、体験型観光プログラムの開発、定期観光バスの運行支援、観光イベントの実施支援などを含め、ジオパークと連動した受け入れ企画の検討や準備を行うとともに、観光協会や市内の温泉、ボランティアガイド、JRなどと連携しながら積極的な誘客宣伝活動に取り組んでまいります。

「農林水産業の振興」では、地域農業の中核的担い手となる意欲的な農業就業者や法人等に対する経営支援に努めるほか、中山間地域等直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策事業により、

営農支援を推進してまいります。

近年、被害の拡大する有害鳥獣対策として、新たに鳥獣被害防止対策協議会を設立し、関係団体、各集落と連携を図り、具体的な被害防止対策に取り組んでまいります。

また、広域農道や一般農道などの道路網の整備、農地等補完保全整備事業、県単農業農村整備事業、県営中山間地域総合農地防災事業など、農業生産基盤の整備を促進してまいります。

林業振興においては、森林整備活動への支援、地場産木材の利用拡大に対する助成を行うほか、林業の施業コストの低減を図るため、引き続き林道整備を推進してまいります。

また、地元産木材の安定かつ迅速な供給体制を図るため、施設整備事業に対して助成してまいります。

一方、漁業振興では、親不知漁港の整備完了を目指すとともに、能生漁港、筒石漁港の施設、設備の整備を、引き続き促進してまいります。

5番目の「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、市民や事業者、そして行政がより一層協力して、生活環境の保全や地球温暖化の防止などに取り組むため、環境基本計画を策定し、また、ごみのリサイクルを推進するため、新たに蛍光管、小型電化製品等を資源物として回収するとともに、一般廃棄物処理基本計画の策定も進め、循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量化と再資源化を一層推進してまいります。

一方、老朽化した火葬場を改築するため、糸魚川火葬場整備の用地買収と実施設計に取り組んでまいります。

「安全・安心のまちづくり」では、引き続き消防車両、耐震性防火水槽を整備し、新たに能生分署の建設と消防団の統合に伴う被服の更新等を進めるとともに、救急救命士養成等を行い、救急業務の高度化を図ってまいります。

新型インフルエンザ対策といたしまして、県との連携を図るとともに行動計画と業務継続計画を策定し、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保してまいります。

また、自主防災組織の設立、活動支援に努めるとともに、防災士の資格取得に対する助成を行うなど防災リーダーを育成し、地域の助け合いによる防災対応力の向上を推進してまいります。

一方、交通安全対策といたしまして、引き続き交通安全啓発に努め、新規に高齢者運転免許自主返納支援事業に取り組んでまいります。

さらに、防犯活動の推進については、3月に策定する推進計画に基づき、地域防犯団体や警察署、学校等と連携を図りながら、犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

6番目の「自立と協働のまちづくり」について申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、地域自治の活動拠点として活用されている地区集会施設の整備助成を行うとともに、地域住民が協力してみずから取り組む克雪地域づくりを支援するため、小型除雪機の無償貸与事業を実施してまいります。

また、市民の皆様の主体的な地域づくり活動を広めるため、まちづくりパワーアップ事業を引き続き実施するとともに、男女共同参画による社会の形成と、外国人の方々とともに生活できる地域社会づくりを促進してまいります。

なお、結婚を望む未婚の男女の出会いを創出する縁結びハッピーコーディネート事業も、引き続き

き実施してまいります。

一方、昨年3月19日に制定した市民憲章と市の木、市の花、市の鳥、市の石が、糸魚川市民の心のよりどころとなるよう、普及、啓発に取り組んでまいります。

「効率的な行財政運営の推進」では、総合計画を基本として、現状の課題と将来のまちづくりの目標をしっかりととらえ、各施策を効果的に実施してまいりたいと考えております。

行政改革につきましては、新たに財政健全化庁内委員会を設置し、行政改革実施計画の実現化を進めてまいります。

新年度の市の組織につきましては、世界ジオパークの認定を目指し、ジオパーク推進室の東京駐在所を引き続き設置するとともに、一貫した子育て支援の充実を図るため、福祉事務所の子育て支援室に健康増進課の親子健康係を統合するなど、室・係レベルの組織見直しを行います。

財政運営につきましては、1月に公表した中期財政見通しを徹底し、歳出の削減と適切な財源の確保に努めるとともに、行政改革の推進とあわせ、歳入歳出の一体改革に取り組んでまいります。

また、特別会計については、独立採算の原則を基本として各会計の健全化を図り、一般会計から各特別会計への繰出金の削減に努めてまいります。

特に、公共下水道事業特別会計については、一般会計からの基準外繰り出しが多額となっており、今後もさらに増加する見込みであることから、長期財政計画策定とともに下水道使用料金の見直しを進めてまいります。

人材育成では、庁内外の研修を通して職員の資質向上に努めてまいります。

以上、平成21年度予算の概要と主要な施策及びその取り組み方針について申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。議案第38号の提案説明とさせていただきます。

おわびをして、訂正をさせていただきます。

説明の中で、「能生給食センター」と言わなくてはいけないところを、「能生小学校給食センター」と言ったということでございますので、訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、予算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、笠原幸江議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、平野久樹議員、田原 実議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、高澤 公議員、倉又 稔議員、久保田長門議員、大滝 豊議員、斉藤伸一議員、伊藤文博議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、猪又好郎議員、古畑浩一議員、山田 悟議員、池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、松尾徹郎議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員、新保峰孝議員、松田 昇議員。

以上、28人を指名いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました28人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

+

+

午前11時59分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますのでご報告いたします。

委員長に、松田 昇議員、副委員長に、田原 実議員。

以上であります。

13時まで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第39号から同第49号まで

議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第6、議案第39号から同第49号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第39号は、平成21年度国民健康保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ48億3,120万円で、平成20年度に比べ8.8%の増といたしております。

歳出の主なものは、保険給付費でありまして、歳入の主なものは、前期高齢者交付金を見込んでおります。

議案第40号は、平成21年度国民健康保険診療所特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,810万円で、平成20年度に比べ4%の増といたしております。

歳出の主なものは、医業費でありまして、歳入の主なものは、診療収入を見込んでおります。

議案第41号は、平成21年度老人保健医療特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ580万円で、平成20年度に比べ98.9%の大幅な減といたしております。

老人保健医療制度が廃止され、現在は後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、過誤調整のレセプトに対する医療費、支給費などの給付義務が発生するため、予算計上するものであります。

議案第42号は、平成21年度後期高齢者医療特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ11億390万円で、平成20年度に比べ85.3%の大幅な増といたしております。

増額の理由は、後期高齢者医療制度に対する市負担を明確にするため、一般会計で負担した経費を特別会計に繰り入れることといたしたためであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰入金を見込んでおります。

議案第43号は、平成21年度介護保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ47億4,850万円で、平成20年度に比べ4.3%の増といたしております。

歳出の主なものは、保険給付費でありまして、歳入の主なものは、国庫支出金及び支払基金交付金を見込んでおります。

議案第44号は、平成21年度柵口温泉事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ2億7,450万円で、平成20年度に比べ0.1%の減といたしております。

歳出の主なものは、施設事業費でありまして、歳入の主なものは、使用料を見込んでおります。

議案第45号は、平成21年度有線テレビ事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1,890万円で、平成20年度に比べ14.4%の増といたしております。

歳出の主なものは、施設事業費でありまして、歳入の主なものは、使用料を見込んでおります。

議案第46号は、平成21年度公共下水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳

出それぞれ44億8,200万円で、平成20年度に比べ11.7%の減といたしております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費及び公債費でありまして、歳入の主なものは、繰入金及び市債を見込んでおります。

議案第47号は、平成21年度集落排水・浄化槽事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ3億1,830万円で、平成20年度に比べ3.8%の減といたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業及び公債費でありまして、歳入の主なものは、使用料及び繰入金を見込んでおります。

議案第48号は、平成21年度簡易水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億2,880万円で、平成20年度に比べて20.8%の減といたしております。

歳出の主なものは、新設改良費でありまして、歳入の主なものは、国庫支出金及び市債を見込んでおります。

議案第49号は、平成21年度集合支払特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億7,860万円で、平成20年度に比べ6.5%の増といたしております。

歳出の主なものは、光熱水費でありまして、歳入の主なものは、光熱水費振替収入を見込んでおります。

議案第49号の予算総額の歳入歳出、総額のところで確認をさせていただきます。歳入歳出それぞれ「5億7,960万円」でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第7．議案第50号及び同第51号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第50号及び同第51号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第50号は、平成21年度水道事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を6億759万円、支出額を5億631万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を1億5,585万円、支出額を6億1,263万円といたしております。

議案第51号は、平成21年度ガス事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を11億6,135万円、支出額を11億1,964万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を3,782万円、支出額を4億5,065万円といたしております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第8．議案第26号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第26号、契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第26号は、契約の締結についてでありまして、姫川流域コミュニティスポーツセンター建築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は2億1,420万円で、契約の相手方は、株式会社谷村建設であります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

それでは議案第26号、姫川流域コミュニティスポーツセンター建築工事の契約の締結について、ご説明申し上げます。

契約金額と契約の相手方は、議案書のとおりであります。

工事の概要は、本日配付しました議案第26号説明資料のとおりであり、工期は、本日から9月10日までの200日間を予定しております。

入札は、地域要件を条件とします条件付一般競争入札で実施し、本件の工事の予定価格が1億円を超えますことから、建築一式Aランク、公募格付A級で公告したところ、8社から参加申し込みがあり、2月10日に入札を執行したものであります。

予定価格は、消費税抜きで2億1,290万円、落札価格は、消費税抜きで2億400万円、落札率は95.8%であります。

秋のスポーツシーズンに間に合うよう竣工したいことから、初日即決をお願いするものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第52号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第52号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第52号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、清掃センターのごみ処理における不適切な処理に対し環境行政への信頼を損ねたことから、監督者として適切に指導すべき役割を果たさなかったことの責任をとり、私と副市長の給与を減額いたしたいものであります。

減給の内容は、平成21年3月1日から同年3月31日までの間、私と副市長の給与月額について、第3条により支給されることとなる額から、その額の100分の30に相当する額を減じた額といたしたいものであります。

2月17日の全員協議会でも申し上げたとおり、職員の機械施設への過信と、検査管理に問題があったものと考えております。今後、二度と起こさないよう再発防止に努めるとともに、施設管理の徹底と職員への指導を強めてまいりたいと思っております。

お寄せいただいた厳しい叱責や重要なご意見を真摯に耳を傾け、全庁一丸となって市民の信頼回復に向けて全力を挙げて職務、職責に取り組んでまいり所存であります。このたびのことにつきましては改めまして、皆様に深くおわびを申し上げます。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第10．議案第4号から同第11号まで、議案第25号及び同第32号

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議案第4号から同第11号まで、議案第25号及び同第32号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第4号は、職員の勤務時間休暇等に関する条例等の一部改正についてでありまして、人事院及び新潟県人事委員会の給与等に関する勧告により、国及び県職員の勤務時間の改定が行われたことから、これらの改定に準拠するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第5号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、能生児童館に館長を置くため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第6号は、特別職報酬等審議会条例等の一部改正についてでありまして、地方自治法の改正に伴い収入役制度を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第7号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、東京駐在所開設に伴い、駐在員の地域手当を支給するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第8号は、表彰条例の一部改正についてでありまして、地方自治法の改正に伴い収入役制度の廃止をするとともに、消防団組織の見直しに伴う新たな役職について表彰の対象に追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第9号は、個人情報保護条例の一部改正についてでありまして、統計法の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第10号は、基金条例の一部改正についてでありまして、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第11号は、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでありまして、消防団統合を機に消防団員確保のため、所要の改正を行いたいものであります。

次に、議案第25号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、仙納、西飛山、来海沢、小滝、上路の5地区の公共的施設を総合的に整備するため、計画を策定したいものであります。

議案第32号は、平成20年度柵口温泉事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ2,072万8,000円を減額し、総額2億6,231万2,000円といたしております。

歳出の主なものは、権現荘管理諸費及び柵口温泉施設改修事業の減額であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第12号から同第14号まで及び議案第33号から同第37号まで

議長(五十嵐健一郎君)

日程第11、議案第12号から同第14号まで及び議案第33号から同第37号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第12号は、企業立地促進条例の一部改正についてでありまして、市の奨励措置の有効期限を国の支援措置の延長に合わせるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第13号は、漁港管理条例の一部改正についてでありまして、新潟県港湾管理条例の改正に準拠し、港湾内に管類を設置する場合の占用料を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第14号は、道路占用料徴収条例の一部改正についてでありまして、道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

次に、議案第33号は、平成20年度公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億7,575万6,000円を減額し、総額49億6,388万2,000円といたしております。

歳出の主なものは、汚水幹線枝線築造事業及び雨水幹線整備事業の減額であります。

なお、繰越明許費は第2表、地方債の補正は、第3表のとおりであります。

議案第34号は、平成20年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,227万2,000円を減額し、総額を2億7,916万1,000円といたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業の減額であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第35号は、平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,232万5,000円を減額し、総額を6億1,119万4,000円といたしております。

歳出の主なものは、簡易水道施設整備事業の減額であります。

議案第36号は、平成20年度水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的収支では消費税85万8,000円を追加し、総額308万4,000円といたしております。

議案第37号は、平成20年度ガス事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的収入では消費税還付金399万8,000円を減額し、総額11億5,472万1,000円とし、収益的支出では消費税10万5,000円を追加し、総額10億8,475万9,000円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。数字の訂正をさせていただきます。

議案第36号の総額5億308万4,000円といたしますので、よろしく願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 1 2 . 議案第 1 5 号から同第 2 4 号まで、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、
議案第 3 0 号及び同第 3 1 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1 2、議案第 1 5 号から同第 2 4 号まで、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 3 0 号及び同第 3 1 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 5 号は、障害者自立支援施設条例の制定についてでありまして、障害者自立支援施設における事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行するとともに、施設管理に関する規定を見直すため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 6 号は、青海総合福祉会館条例の一部改正についてでありまして、新たに子育て支援センター業務を実施するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 7 号は、市立保育所条例の一部改正についてでありまして、下早川保育園を民間事業者に譲与するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 8 号は、介護保険条例の一部改正についてでありまして、第 4 期介護保険事業計画策定に伴い保険料の改定と、介護保険運営協議会の所掌事務を追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 9 号は、障害者地域生活支援センター条例の一部改正についてでありまして、障害者自立支援法に基づき事業内容を明確にするとともに管理規定を見直すため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 0 号は、医療技術者修学資金貸与条例の一部改正についてでありまして、貸与した修学資金の返還額に利息を付するため、所用の改正を行いたいものであります。

議案第 2 1 号は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでありまして、平成 2 1 年度の保険料について、普通徴収による保険料の納付を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 2 号は、青海屋内水泳プール条例の一部改正についてでありまして、施設管理について指定管理者制度の導入を可能にするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 3 号は、集会施設条例の一部改正についてでありまして、平岩センターの用途廃止に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 4 号は、都市公園条例の一部改正についてでありまして、美山グラウンド・ゴルフ場を有料公園施設として新たに設置するため、所要の改正を行いたいものであります。

次に、議案第27号は、財産の譲与についてでありまして、下早川保育園の建物及び車両を、社会福祉法人慈光会に無料譲与したいもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第28号は、財産の譲与についてでありまして、旧南西海小学校校舎を障害者通所授産施設として活用するため、社会福祉法人奴奈川福祉会に無償譲与したいもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第30号は、平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億8,867万円を減額し、総額50億4,154万3,000円といたしております。

歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費、及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額であります。

議案第31号は、平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ7,151万8,000円を減額し、総額を5億2,568万円といたしております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合給付金の減額であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

議案第20号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について伺いたと思いますが、医療技術者を確保するために設けられた条例だと思えますけれども、経済状況が厳しくなっているときに利息を年5%つけるというのは、どういう理由からか伺いたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

ご説明申し上げます。

医療技術者の修学資金の貸与につきましては、この地域の医療技術者、看護師さんをはじめいたします技術者を確保したいがために、お貸しをする制度であることは、ご承知のとおりだと思いますが、卒業後、一定期間をこちらで働いていただくということを条件にいたしているわけですが、中にはこちらへ帰らないで、県外ないしは市外で就職される方がおられるわけです。

そういったことについて、公金を使って育成をしているわけですので、それを考慮して、今回、利息をつけたいといったふうに考えるものでございます。

つけ足しをさせていただきます。返還をしていただくときの利息になりますので、一定期間、私

ども帰ってこられて就職をされれば、それは無償ということになるわけでありますが、帰って来られないで、途中で返還をされるといった場合の利息ということになります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

議案第27号の財産の譲与についてであります。下早川保育園は建設されて9年くらいだと思います。最初から譲与の考え方で建てられたのかどうか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。（福祉事務所長 小掠裕樹君登壇）

福祉事務所長（小掠裕樹君）

お答えをいたします。

公設民営という形でスタートをいたしました。母体となりますのが福祉法人慈光会という法人でございます。法人が経営しておりました保育園を核としながら、周辺のへき地保育所と一緒にしたというスタートでございますので、今現在、指定管理でございますが、発足の経過からして、いずれ民設民営にしたいという意向の中で、今まで推移をしてきたというふうに思っております。今回、法人の方とお話をしながら、民設民営の合意が成立したということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

糸魚川市はご承知のように少子化が進んでおります。そういう中で、市の責任を放棄することにつながらないかというふうに思うんですが、その辺については、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。（福祉事務所長 小掠裕樹君登壇）

福祉事務所長（小掠裕樹君）

おっしゃるとおり保育の事業につきましては、行政の責任で行うべきものということでございまして、仮に民設民営ということでありましても委託という形でございますので、その運営については行政が責任を負うということと変わりはございません。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 13 . 議案第 29 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 13、議案第 29 号、平成 20 年度系魚川市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 29 号は、平成 20 年度一般会計補正予算（第 5 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 4 億 7,946 万 2,000 円を減額し、総額を 282 億 2,788 万 6,000 円といたしております。

今回の補正は、事業の整理補正が主なものでありますが、歳出の主なものは、2 款、総務費では、基金積立金の追加と、携帯電話不感地域解消事業の減額、3 款、民生費では、後期高齢者医療費の減額であります。

4 款、衛生費では、乳児子ども医療費助成事業及びリサイクル事業の減額、6 款、農林水産費では、県営中山間地域総合農地防災事業の減額、及び林業振興事業の追加であります。

7 款、商工費では、柵口温泉事業特別会計繰出金の追加、及び産業団地基盤整備事業の減額、8 款、土木費では、道路新設改良事業、及び北陸新幹線沿線道路整備事業の減額であります。

9 款、消防費では、消防庁舎建設事業の減額、10 款、教育費では、埋蔵文化財発掘調査事業の減額であります。

11 款、災害復旧費では、県営現年農業用施設災害復旧事業、現年林道施設災害復旧事業、及び過年林道施設災害復旧事業の減額、12 款、公債費では、市債償還元金及び償還利子の減額であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、地方交付税を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第 2 表、第 3 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第 14 . 請願第 1 号及び同第 2 号並びに陳情第 1 号及び同第 2 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 14、議案第 1 号及び同第 2 号並びに陳情第 1 号及び同第 2 号を一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 1 号は、議会運営委員会に、請願第 2 号及び陳情第 1 号は、建設産業常任委員会に、陳情第 2 号は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 15 . 請願第 3 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 15、請願第 3 号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場（大野埋立地）の安全対策に関する請願を議題といたします。

本件については、議長を除く 28 人の委員をもって構成する、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く 28 人の委員をもって構成する糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、笠原幸江議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、平野久樹議員、田原 実議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、高澤公議員、倉又 稔議員、久保田長門議員、大滝 豊議員、斉藤伸一議員、伊藤文博議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、猪又好郎議員、古畑浩一議員、山田 悟議員、池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、松尾徹郎議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員、新保峰孝議員、松田 昇議員。

以上、28 人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 28 人の議員を、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会委員に選任することに決しました。

+

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 8 分 休憩

午後 1 時 5 4 分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますのでご報告いたします。

委員長に、古畑浩一議員、副委員長に、畑野久一議員。

以上であります。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 5 4 分 散会

+

+

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+